



2019年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社デザート
代 表 者 名 代表取締役社長 小 関 秀 一
(コード番号：8114 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 土 橋 晃
(TEL：03-5979-6111)

『マンシングウェア』商標権一社集約についてのお知らせ

株式会社デザート（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：^{こせきしゅういち}小関秀一、以下「当社」）は、伊藤忠商事株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 C00：^{すずきよしひさ}鈴木善久、以下「伊藤忠商事」）および東洋紡株式会社（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：^{ならはらせいじ}榎原誠慈、以下「東洋紡」）と共同で保有している『マンシングウェア』の商標権の伊藤忠商事、東洋紡の共有持分を譲り受け、当社の一社保有とすることについて、3社で基本合意に至りましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 商標取得の経緯

当社は、1964年からライセンスビジネスとして『マンシングウェア』ブランドの取り扱いを開始し、1984年には、伊藤忠商事、東洋紡と当社の三社共有にて、日本及びアジアにおける商標権を取得しました。その後、35年に渡り東洋紡が製造、伊藤忠商事が貿易、当社が商品企画・販売を担い、3社共同で同ブランドのビジネスを展開しています。昨年度、一社集約の検討を行い一旦中止としておりましたが、本年度に入って再検討し合意の運びとなりました。

2. 商標権の当社への譲渡日

2019年11月30日（予定）

3. 商標権一社集約の目的

これまで3社共同で行ってきた同ブランドのビジネス運営における重要な意思決定を当社単独で行うことが出来るようになるため、より機動的かつダイナミックなブランドビジネスの運営が可能となります。より良い商品をより早く市場に投入することで、顧客満足度を高め、ブランド価値を向上させ、事業拡大を目指して参ります。

4. 業績への影響

本譲渡による当社の2020年3月期連結業績への影響は軽微です。

以上